

法の更改、時代の変容 (会社法施行さる)

4月も下旬に差し掛かった頃だった。ある会社の増資の件で銀行を訪ねた。その時、「5月から株式払込事務は変わるんじゃないですか？」と訊いたら、「未だ何も連絡が入っていません」と「株式申込事務取扱委託書」を渡され、「これに必要事項を記入し必要書類を持ってきて下さい」と云われた。その時は「そんなものかな」と思ったが、それは銀行の支店という場所だけの話だった。翌5月より会社法が施行され、以降は新法に則った手続きを進めればよかったのだ。

結果、株式払込に係る登記には銀行が発行する「株式払込金保管証明書」は不要となり、それに伴い銀行は証明書発行手数料という名のハンコ押印手数料を失った。

5月1日、企業経営の新しいルールを定めた会社法が施行された。この事実を知らない社長は殆どいないと思うが、しかし、この新法を理解している社長も少ないと思う。書店に行けば目立つ場所に関係の書籍が平積みになされ、新聞や雑誌にも頻繁に取り上げられてはいるが、いつの時代も法律は難しく取っつきにくい。私も半年ほど前から知り合いの専門家とこの新法の勉強会をやっているが、正直難しく感じている。

昨年6月成立した979条に及ぶこの大部の法律は、しかし、今迄の会社に関する法律を1つに集めた会社の全てを規定するいわば会社の憲法である。であれば、細かなことは兎も角として、基本的な考え方、その精神等は理解しておいた方がいい。

以下、私の知見の範囲ではあるが、1日施行となった「会社法」の基本部分に触れてみたい。

第一は、会社の設計がより柔軟且つ自由となった。大枠の切り口は、公開とするかどうか、大会社となるかどうか、で会社は下表のように4タイプに分けられる。

	株式公開	非公開
大会社	A	B
小会社	C	D

公開とは、所謂株式公開ではなく発行する株式に譲渡制限を設けるかどうかを云い、大会社とは資本金5億円以上、若しくは負債総額200億円以上の会社を云うが、A、B、C、Dの何処に位

置するかで必要とされる機関設計(取締役会や監査役等)が異なっている。有限会社が廃止されたり、出資額規制が撤廃されたりしていることが話題となっているが、より本質的には、我が社が何処に位置し、何処を目指すのか、それによって考え方を変える必要があるのがポイントである。

第二には、経営の機動性が向上した。過言かもしれないが「何でもあり?」って感じるほどだ。平成10年以降行われた商法改正(純粹持ち株会社、株式移転・株式交換、会社分割等々)の延長線上にある時代の変化に対応した措置と云えるが、組織再編の柔軟化や多様な種類株式発行等をどう使うかがこれからの課題となるだろう。中小企業に於いては、事業承継や事業再生との関わりで活用することになると思うが、この辺は未だ未消化の分野である。

第三には、柔軟性とか機動性が与られた代償であろうが、より厳格な企業統治が求められるようになった。法令遵守はもちろんのこと、中小企業においても情報開示や説明責任が重要となっている。以前にも触れた会計参与制度は、中小企業の決算書の透明性や客観性を担保する制度となるだろうし、従来は有名無実だった「計算書類(決算書)の公告」が法的に義務化された。公告方法は、官報、日刊新聞紙、電子公告、の3種類であるが、これからは自社のホームページに公告するのが主流となるだろう。その意味で、決算書の公告のないホームページは信用性という点で落第、という時代が近づいている。

この会社法施行により、有限会社法を始め9つの法律が廃止され、商法その他326本の関係法律が改正・整備された。明治時代にできた商法を基に、様々な法律が迷路のように入り組んでいたものを会社法で一本化したのだ。

ただ前述したように、この大部の新法は「現代的な表記」に改められてはいるが理解するのは簡単ではない。又、新法に応じて会計や税務の一部も更改されることになるだろう。その意味で、会社法の理解は未だ始まったばかりである。

とはいえ、だからと云って放っておいては時代に取り残されることになりかねない。時代の変化のスピードが速く付いて行くのが容易でないと感じるこの頃であるが、興味や関心だけは失わずにいたいものだ。